

○ニセコ町まちづくり基本条例第5次改正検討委員会設置要綱

令和5年5月1日

訓令第19-2号

(目的)

第1条 ニセコ町まちづくり基本条例(平成12年ニセコ町条例第45号)第57条の規定により、ニセコ町まちづくり基本条例(以下「基本条例」という。)がニセコ町にふさわしい条例であり続けているかどうか等の検討を行うため「ニセコ町まちづくり基本条例第5次改正検討委員会(以下「委員会」という。)」を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 基本条例の改正に関する事。
- (2) 基本条例の運用及び評価に関する事。
- (3) その他基本条例について町長から要請のあった事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験及び見識を有する者のうちから町長が指名する者 4人以内
- (2) 一般公募による町民 6人以内

3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長が指名する者をもって不足定数を補うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が欠けたときは、新たに町長が選任することができる。

(報酬)

第5条 委員の報酬は非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第14号)に基づき支給する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は町長の指名により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて、オブザーバーとして関係町職員及び学識経験者に委員会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とし、町民への情報公開に努めるとともに、必要に応じ町民の意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、企画環境課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年5月1日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。